

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則

〔平成14年3月26日〕  
環境省訓令第2号

改正 平成20年 4月 1日 環境省訓令第9号

環境省訓令第2号

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則を次のように定める。

平成14年3月26日

環境大臣 大木 浩

環境省における法令適用事前確認手続に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成13年3月27日閣議決定)に基づき、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の環境省所管法令の規定の適用対象となるかどうかをあらかじめ環境省に確認し、環境省が回答するとともに、当該回答を公表する手続を定めるものとする。

(対象とする法令の条項)

第2条 環境省における法令適用事前確認手続(以下「本手続」という。)の対象となる法令の条項は、環境省が所管する法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものを除く。

- (1) 当該条項が申請(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する申請をいう。)に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合
- (2) 当該条項が不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)の根拠を定めるものである場合
- (3) 当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限するものであって、本手続の趣旨にかんがみて対象とすべきものと判断される場合

2 本手続の対象とする法令の条項等については、一覧表を作成し環境省ホームページにおいて公表するものとする。

(照会手続)

第3条 本手続に基づく照会を行うことができる者は、次に掲げる要件をすべて備えた民間企業等(以下「照会者」という。)又はその代理人とする。

- (1) 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- (2) 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- (3) 当該特定した法令の条項について、適用対象となるかどうかに関する照会者又はそ

の代理人の見解及びその結論を導き出す根拠を示していること。

(4) 照会及び回答内容が公表されることに同意していること。

- 2 照会は、様式 1 により作成した書面（電磁的方法によるものを含む。以下「照会書」という。）を、照会に係る法令の条項を担当する課・室（以下「担当課・室」という。）に提出して行うものとする。
- 3 照会書の提出を受けた課室は、照会内容が当該課・室の所管する法令の条項に関するものでなかった場合において、環境省内に担当課・室があるときは速やかに当該照会書を担当課・室に移送するものとし、環境省内に担当課・室がないときはその旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 4 前項の規定により照会書の移送を受けた担当課・室は、遅滞なく、照会書の移送を受けた旨を照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 5 担当課・室は、照会書に形式上の不備があると認めるときは、照会者又はその代理人に対し補正を求めることができる。この場合において、当該補正に要した期間は、次条第 1 項に規定する回答期間に含まないものとする。
- 6 担当課・室は、照会書が第 1 項各号に掲げる者以外の者から提出されたものであるとき又は照会の内容が本手続の目的に合致しないと認めるときは、理由を示して、回答を行わない旨を書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により照会者又はその代理人に通知するものとする。
- 7 担当課・室は、次条の規定に基づき回答を行うまでの間に照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、同条の規定にかかわらず、当該申出に係る照会に対する回答は行わないものとする。

（回答）

第 4 条 照会に対する回答期間は、原則として、照会書を担当課・室において受け付けた日から 30 日以内とする。ただし、次に掲げる場合は、合理的な範囲（原則 30 日以内とする。）で回答期間を延長することができる。

- (1) 慎重な判断を要する場合
  - (2) パブリック・コメント手続を行う必要があると判断した場合
  - (3) 担当課・室の事務処理能力を超える多数の照会がある等正当な理由がある場合
- 2 前項ただし書の規定により、回答期間を延長する場合は、その理由及び回答時期の見通しについて、回答期間内に、書面により照会者又はその代理人に通知するものとする。
  - 3 照会に対する回答は、様式 2 により作成した書面をもって行うものとする。ただし、照会者又はその代理人が口頭で回答することに同意する場合についてはこの限りでない。
  - 4 回答に当たっては、当該事実が照会に係る法令の適用対象となる又はならないことに関する見解を明示するほか、「本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨明示する。なお、必要に応じ、当該回答の理由となる当該対象法令（条項）の解釈を付記することができる。
  - 5 照会に係る法令の条項が共管法令のものである場合は、所管の範囲内で回答するもの

とする。

6 照会が次に掲げる要件に該当する場合は、回答を行わないことができる。この場合において、照会者又はその代理人に対する通知は、様式 3 により作成した書面をもって、遅滞なく行うものとする。

(1) 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合

(2) 類似の事案が争訟（訴訟並びに行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている場合

(3) 一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等ありふれた事案に関する照会又は既に回答を公表している照会と同種類類似の照会である場合

7 担当課・室は、回答後、法令の改正や事情変更等合理的な理由により回答内容と異なる判断をするときは、当該判断及びその理由について公表するよう努めなければならない。

（照会及び回答の内容の公表）

第 5 条 照会及び回答内容は、原則として、回答を行ってから 30 日以内に環境省ホームページにおいてこれをそのまま公表する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合は、必要に応じて、これを除いて公表することができる。

2 照会者又はその代理人が照会及び回答内容について公表の延期を希望したときは、当該希望を受け付けた担当課・室は速やかに内容を検討し、前条第 1 項に規定する回答期間（同項ただし書の規定により延長したときは、延長後の回答期間）内に照会者又はその代理人に対し、遅滞なく、公表の延期の諾否を通知するものとする。この場合において、当該担当課・室は、照会者又はその代理人が照会の取下げを検討するための相当の期間を確保できるよう留意するものとする。

附 則

この訓令は、平成 14 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

法令適用事前確認手続照会書

平成 年 月 日

課(室)長 殿

照会者名(法人にあつては代表者の氏名を付記)  
住所(法人にあつては主たる事務所等の所在地)  
(代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記)  
代理人名(法人にあつては代表者の氏名を付記)  
住所(法人にあつては主たる事務所等の所在地)

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項
2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為  
(必要ならば資料の添付ができる)
3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解
4. 公表の遅延の希望  
(この項の記載は任意)
  - (1) 理由
  - (2) 公表可能時期
5. 連絡先
  - 郵便番号
  - 住所
  - 法人にあつては担当者名
  - 電話番号・FAX 番号
  - 電子メールアドレス

(様式2)  
文 書 番 号  
平成 年 月 日

照会者名(法人にあつては代表者の氏名を付記)  
(代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記)  
代理人名(法人にあつては代表者の氏名を付記)殿

環境省 局 課(室)長

### 法令適用事前確認手続回答通知書

年 月 日付けで照会のあつた件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令(条項)の  
対象となる / 対象とならない。

本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令(条項)の解釈は下記のとおりです。(任意事項)

記

(様式3)  
文 書 番 号  
平 成 年 月 日

照会者名(法人にあつては代表者の氏名を付記)  
(代理人による照会の場合は、上記に加え次の事項を付記)  
代理人名(法人にあつては代表者の氏名を付記) 殿

環境省 局 課(室)長

法令適用事前確認手続通知書

年 月 日付けで照会のあつた件については、下記の理由により回答ができないため、  
通知します。

(理由)